

インカレの枠配分 についての詳細説明

前日学幹事長 浴本悠貴
現日学幹事長 市川竣介

背景

現状の問題点：

入賞に関わってくるような選手が競技者数配分(地区学連の枠)の関係で選手権クラスに出られないこと

(例) 東海学連に 1 枠しかなく、全日本大会で活躍するような選手が 4 人存在している

背景

そこで、昨年度の第2回総会にて

①変更なし

②推薦枠の利用(さらに対象地区学連を絞るか絞らないかについても投票してもらった)

③日本ランキングの利用

の3つで投票してもらいました。

→その結果、「**②対象地区学連を絞った上で、日本ランキングを利用する**」

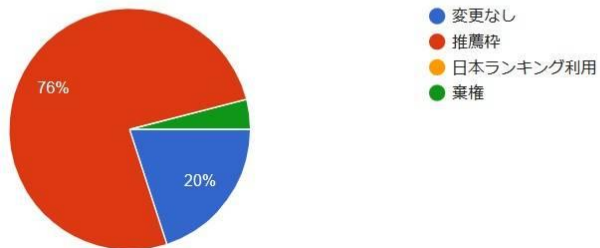
という結論になりました。

総会での投票結果

④インカレの枠配分について

資料を読んだ上でいずれの案に賛成するか

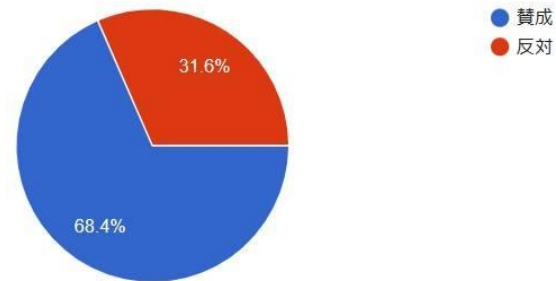
25 件の回答



インカレ枠配分の推薦枠について

対象学連を絞ることについて

19 件の回答



そこで、
対象となる地区学連はどこなのか、
推薦時期はいつなのか、

など学生の疑問点を解消するための資料
がこちらです！

前提

今回は条件をかなり厳しく設定しており、全く使用されないケースがほとんどであると思います。

規約がしっかりある以上、本来特例措置というものはないほうがよいのであり、あくまで例外的な救済措置であるということをしっかりと覚えておいていただければと思います。
(誰でも自己推薦可能にするなど、条件を大きく緩和すれば規約の根底が揺らぐという認識をもっておいてください)

自己推薦を出せる人は以下の2つの条件を どちらも満たす人です

①インカレのエントリー締切日2週間前での学生内の日本ランキング上位 **12位**以内

※とりあえず暫定ですので、この12という数字は今後変更の可能性もあります。

②対象地区学連に在籍していること

※対象地区学連：上記基準ランキングを満たす選手人数が地区学連の枠配分の人
数より多い 場合であること。

Ex,中九四学連女子において、学生内の日本ランキングが3位,4位,9位の選手がいるのに対して、地区学
連枠が1つしかない

→中九四学連女子は対象地区学連となります

インカレ枠配分に関するルール

来年度の地区学連の枠数の救済ではなく、その人個人に対する救済であるため、推薦枠で出場する選手は来年度の枠を獲得できない

推薦期間

インカレのエントリー締め切り日2週間前より**3日間**

→そこから技術委員会が1週間で推薦者を検討し、合格者を発表する。

→エントリー締切日までにエントリーを済ませる

インカレの申込期間が決まり次第、推薦期間について速やかに日本学連よりマイユニバスにて告知いたします。

推薦期間

(参考)

昨年度の秋インカレ

申込期間: 7/18-9/3

開催日: 11/5,6

→昨年度に当てはめると、

8/20: 推薦対象者決定(対象地区学連に該当するか、及び学生内での日本ランキング12位以内かがこの時点で決まる)

8/20-8/22: 推薦書提出期間

8/23-8/29: 技術委員会による判断期間

8/30-9/3: 選手権クラス出場者決定

推薦方法について

ワード形式にて、インカレエントリー×切日2週間前時点での日本ランキングの順位、所属地区学連、大学、学連登録年数、氏名の5項目を明記すること。

そして、そのワードを添付し、技術委員会担当の柴崎(uofj.gijutsu@gmail.com)のメールアドレスに送信すること。また、件名は「インカレ推薦申込(氏名)」とすること。

規約について

□本学 □オリエンテーリング選 □権ロング・ディスタンス競技部 □ 競技者数及びその配分に関する規則

第2条 競技者数と配分の対象

1. 競技者数は、男□60名、□□30名とし、これを第3条及び第4条の□法により、各地区学連に配分する(地区学連枠)。
2. 前年度ロング6位までの者で、インカレ実施規則第4条第1項の参加規定を満たす者は、前項の競技者数とは別に出場資格を得る(前年度優績枠)。
3. 対象地区学連に在籍し、日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技部門のエントリー締切曜日間前での学生内の日本ランキング12位以内の者は、日本学生オリエンテーリング連盟の技術委員会に対して選手権への出場を希望する推薦書を提出することができる。技術委員会が推薦者を承認することで選手権の出場資格を得る。対象地区学連とは、各地区学連の上記基準ランキングを満たす選手人数が学連枠と前年度実績枠を合計した人数より多い地区学連のことを示す。
4. 第2条第3項は2023年度限りの特例措置とする。

※ロングだけでなく、ミドル・スプリントについても同じ規約を追加します。

今回の規約を23年度限りとしている理由

あくまでこの措置は試験的運用という意味で 23年度限りとしています。

2023年度は試験的運用で、2023年度の秋/春インカレを経て規則の再評価、2024年度以降もこの規則を適用するか検討するつもりです。

- ・12位という妥当性
- ・推薦枠で出場した人が枠を獲得できるかどうか
- ・対象地区学連を絞る是非

このあたりは23年度を踏まえて検討の余地があると思います。

最後に

インカレ枠配分について何か疑問点のある方は市川・浴本 (uofjec@gmail.com) までご連絡ください。

また、規約の改正には総会の議決が必要ですので、各校渉外の方はグーグルフォームより規約の承認・不承認を投票ください。

インカレ枠配分に関する今回の変更点

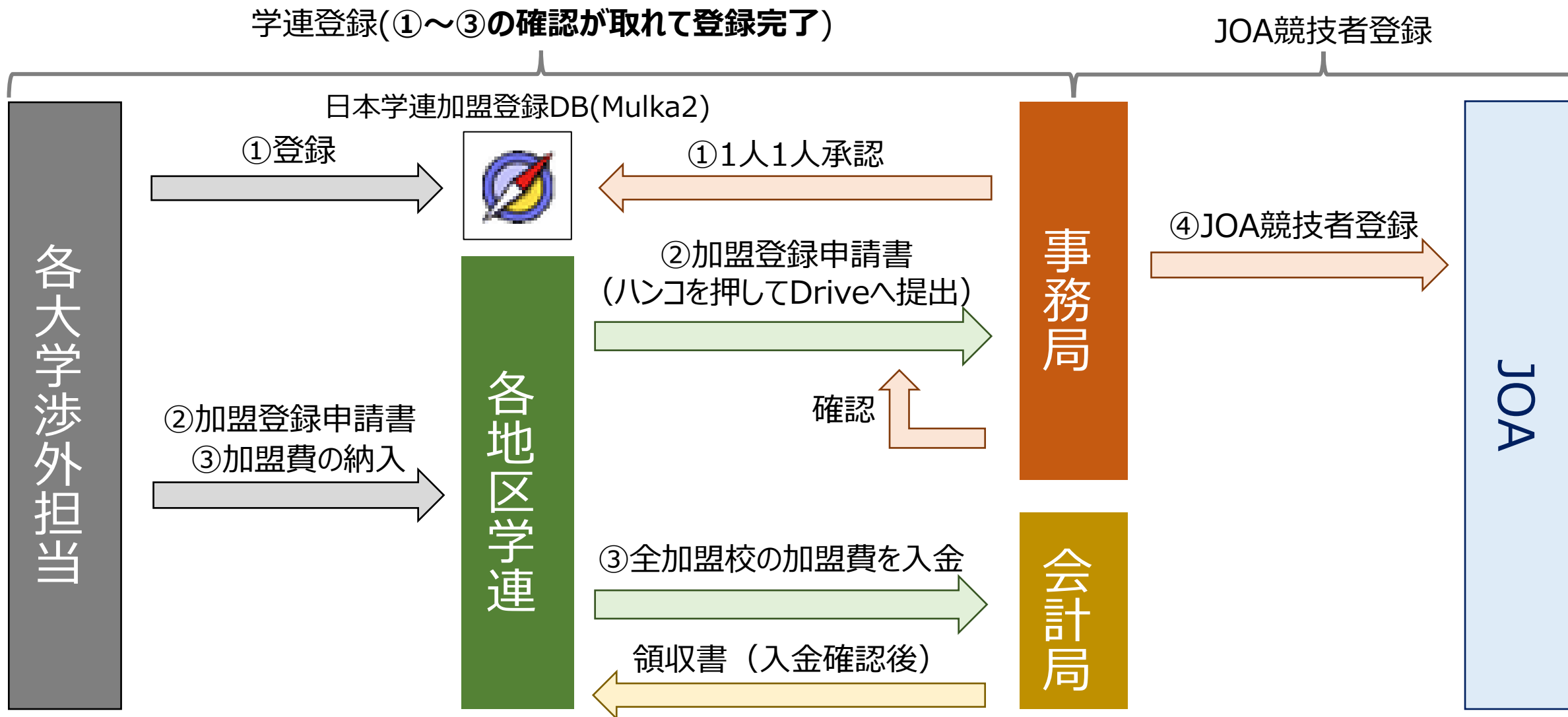
- 目的：インカレ選手権で優勝争いをできるのに地区学連の枠数の関係で出場できない実力者の救済
- セレクションなど各地区学連は従来通りの方法で選手権出場メンバーを決定する
- ①学生内での日本ランキング12位以内かつ②①を満たす選手人数が地区学連の枠配分の人数より多い地区学連に在籍していることの2条件を満たすと自己推薦できる
- 自己推薦の期間はインカレエントリー締切2週間前より3日間
- 技術委員会が判断し、出場資格を与える

学連登録・JOA競技者登録



1

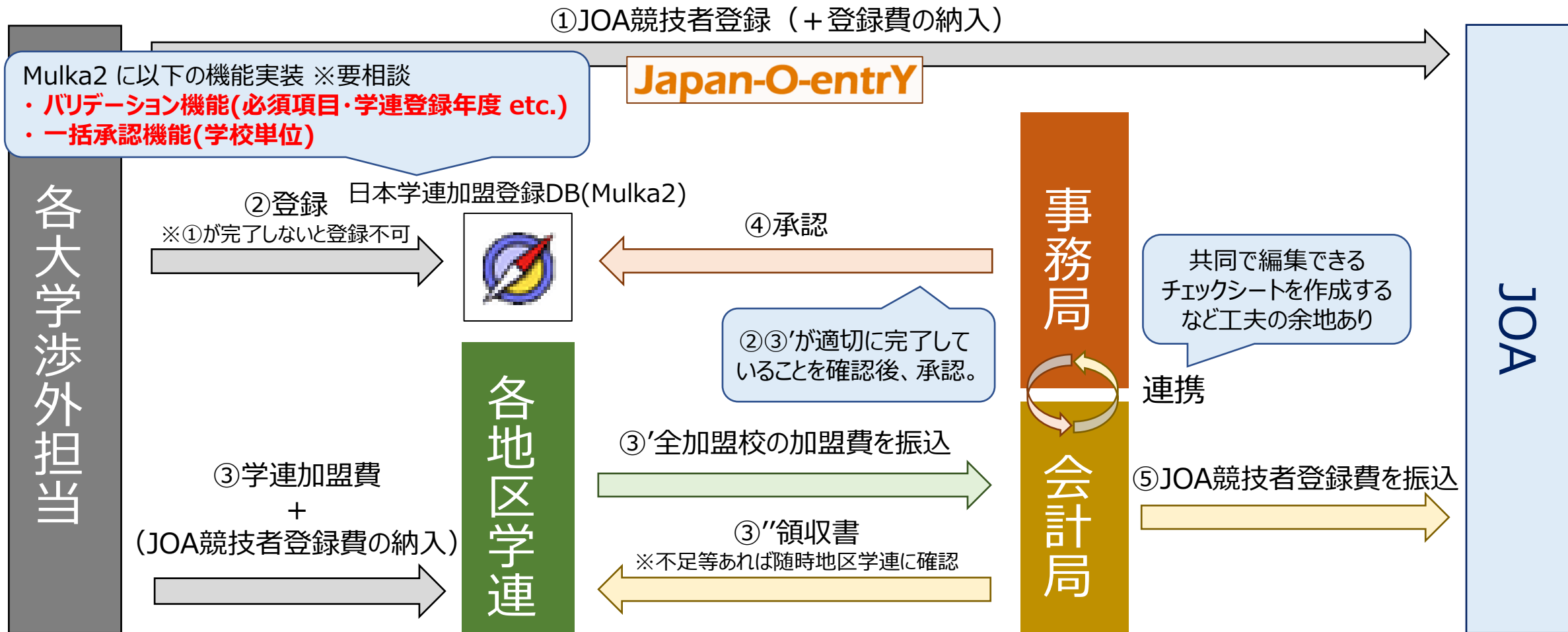
学連登録・JOA競技者登録（現在のフロー）



①～③は6/30締切（新入生については8/31締切）

学連登録・JOA競技者登録（新運用案）

④をもって学連登録完了。登録期間は4/1~5/31(承認期間は6/1~15。この期間の登録禁止。)
新入生についても、同様のフローを辿る。(登録期間は4/1~8/31、承認はその後2週間を目安に行う。)



学連登録・JOA競技者登録（新運用案）

④をもって学連登録完了。登録期間は4/1~5/31(承認期間は6/1~15。この期間の登録禁止。)
新入生についても、同様のフローを辿る。(登録期間は4/1~8/31、承認はその後2週間を目安に行う。)

変更① 承認期間を明示する(+登録〆切を1M早める)

メリット

1. 各大学渉外からの承認催促が減る
2. 6月のセレ時点で学連登録が完了していない等、あるべきでない状態の是正

変更② 加盟登録申請書の廃止

メリット

1. 各大学渉外担当・各地区学連担当者・日本学連事務局員など加盟登録申請書に関わるすべての人の手間が減る

Mulka2 に以下の機能実装 ※要相談

- ・バリデーション機能(必須項目・学連登録年度 etc.)
- ・一括承認機能(学校単位)

各大学渉外担当

②登録

日本学連加盟登録DB(Mulka2)

④承認

事務局

共同で編集できる
チェックシートを作成する
など工夫の余地あり

JOA

③学連加盟費
+

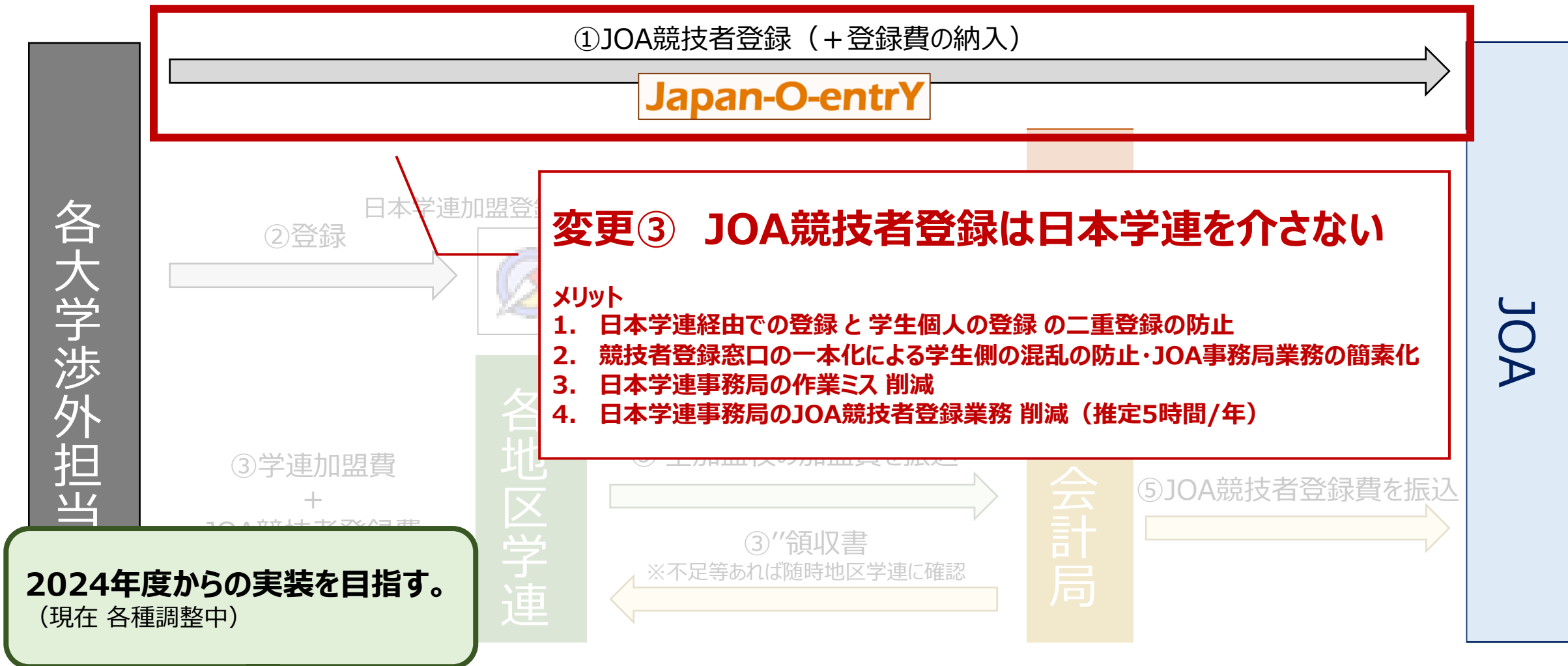
各地区学連

支者登録費を振込

①,②については2023年度から実装

学連登録・JOA競技者登録（新運用案）

④をもって学連登録完了。登録期間は4/1~5/31(承認期間は6/1~15。この期間の登録禁止。)
新入生についても、同様のフローを辿る。(登録期間は4/1~8/31、承認はその後2週間を目安に行う。)



①JOA競技者登録 (+登録費の納入)

Japan-O-entry

②登録

日本学連加盟登録

変更③ JOA競技者登録は日本学連を介さない

メリット

1. 日本学連経由での登録と 学生個人の登録 の二重登録の防止
2. 競技者登録窓口の一本化による学生側の混乱の防止・JOA事務局業務の簡素化
3. 日本学連事務局の作業ミス 削減
4. 日本学連事務局のJOA競技者登録業務 削減 (推定5時間/年)

③学連加盟費

+

JOA競技者登録費

③"領収書

※不足等あれば随時地区学連に確認

⑤JOA競技者登録費を振込

2024年度からの実装を目指す。
(現在 各種調整中)

各大学渉外担当

各地区学連

JOA

会計局

学連登録・JOA競技者登録（新運用案）

④をもって学連登録完了。登録期間は4/1~5/31(承認期間は6/1~15。この期間の登録禁止。)
新入生についても、同様のフローを辿る。(登録期間は4/1~8/31、承認はその後2週間を目安に行う。)



加盟と競技者登録に関する細則

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 本細則は、日本学生オリエンテーリング連盟規約（以下「本連盟規約」という。）第54条により、本連盟および地区学連への加盟と競技者登録に関する制度運用および諸手続きの細則となるものである。

第2章 加盟に関する制度運用

(加盟資格校)

第2条1 本連盟規約第10条1項に定める大学等と同等の入学資格を要し、かつ類似のカリキュラムを有する教育機関（文部科学省所管外の大学校等）は、当該地区学連と本連盟幹事会の承認を以て本連盟および地区学連に加盟する資格を得ることができる。

第2条2 本連盟規約第10条1項に定める大学等と前項に定める教育機関を、「加盟資格校」と総称する。

(競技団体)

第3条1 本連盟および地区学連に実体として加盟するのは、加盟資格校を代表してオリエンテーリングに取り組む団体（以下「競技団体」という。）であり、少なくとも1名の競技者から構成されていなければならない。

第3条2 加盟に際し、競技団体が当該校の公認団体か否かは問わない。

第3条3 1つの加盟資格校に複数の競技団体が存在する場合であっても、加盟できるのは1つの競技団体に限る。

(準加盟)

第4条 所属する競技者が3名未満の加盟資格校は、準加盟校としてのみ加盟できる。

(複数校の合同加盟)

第5条1 複数の加盟資格校が社会通念上単一の教育機関とみなせる場合、地区学連と本連盟幹事会の承認を以て合同で加盟できる。ただし、複数の大学（大学院大学、短期大学を除く）をその中に含むことはできない。

第5条2 合同で加盟する際の名称は構成校のうち1校のものを代表として採用し、その採用の優先順位は、大学、短期大学、その他の教育機関とする。

(1校の分割加盟)

第6条1 1つの加盟資格校が地理的に隔たった複数のキャンパスから構成され、その間に就学年次を通じて学生生活上の交流がなく、1校としての加盟が不都合である場合、当該地区学連と本連盟幹事会の承認を以て別個に加盟できる。ただし、各キャンパスの所在地が複数の地区学連にまたがる場合は全ての地区学連の承認を得なければならない。

第6条2 別個に加盟する際の各校の名称は、通例に従って学部あるいは地名を付記するものとする。

(校名変更)

第7条 名称の変更を要する加盟校および準加盟校は、本連盟にその旨を届け出なければならない。

第3章 競技者登録の制度運用

(競技者登録の手続き)

第8条1 加盟校および準加盟校は、本連盟事務局の指示のもと競技者名簿を提出し、必要に応じて競技者登録料を納入することで、次の各号に定める手続きを年度を通じていつでも行うことができる。ただし1月1日以降になされた手続きの内容は、次年度開始時点から反映される。

- (1) 競技者の新規登録
- (2) 競技者登録内容の更新および変更
- (3) その他競技者登録に関する手続き

第8条2 新年度初頭に実施する競技者登録の一斉更新については、競技者名簿提出および競技者登録料納入の締切を6月30日とする。

(競技者名簿の内容)

第9条1 加盟校および準加盟校から提出される競技者名簿は、次の各号の内容を含まなければならない。

- (1) 競技者の所属
- (2) 競技者の氏名
- (3) 登録初年度から起算した年数
- (4) その他本連盟事務局が指示した内容

第9条2 本連盟および地区学連は、加盟校および準加盟校に対し、本連盟規約第17条に定める競技者資格を証明する書類の提出をいつでも求めることができる。

(競技者登録料の納入)

第 10 条 1 加盟校および準加盟校の競技者登録料は、地区学連がこれを取りまとめて本連盟に納入しなければならない。

第 10 条 2 既に納入された競技者登録料は、いかなる事情においても返還しない。

(競技者の移籍)

第 11 条 1 編入、再入学等の理由により所属する加盟資格校を変更した競技者は、新しい所属校を通じて直ちにその旨を本連盟に申請しなければならない。

第 11 条 2 前項の競技者が地区学連をまたいで移籍し、かつその時期がインカレ地区予選会とインカレの間である場合、インカレにおける所属表記、成績、次年度出場枠配分等は地区予選会時点での所属に従って取り扱われる。

第 4 章 改正

(改正)

第 12 条 本細則の改正は、本連盟総会の議決による。

令和 2 年 5 月 9 日制定

インストラクタ講習会の見直しプロジェクトについて

2023/1/28

日本学生オリエンテーリング連盟
理事 谷野文史

1. 概要

日本学生オリエンテーリング連盟(以下、学連)では、過去日本オリエンテーリング連盟(JOA)からいただいた要望および、学生の運営能力向上を目的にインストラクタ講習会の開催を行ってきた。しかし、2022年度の参加者は5人であり、学生側のニーズにあった講習会が提供されていないという課題が見受けられた。

このため、JOA-学連間での意見交換を実施し ①JOAから学連に対してインストラクタの資格をとるための講習会を実施すべきであるという要望はないこと ②資格にとらわれず学生のニーズや必要なノウハウを提供する講習会を模索していくべきであるということ の2点を確認した。

以上よりインストラクタ講習会の見直しを実施し、学生のニーズや必要なノウハウを提供する講習会を提供できるよう計画・調整を行うことを本プロジェクトの目的とする。

2. 課題認識

現行のインストラクタ講習会における課題認識は以下のとおり。

#	項目	内容詳細
1	学生のニーズと合わず参加者数が少ない	学生がインストラクタ資格を取得するメリット等について理解していない。 インストラクタ資格へのニーズがないため、参加者数が少ない。
2	コンテンツの内容を調整することができない	インストラクタ資格取得のための講習会であるため、提供コンテンツを調整することが難しい。

3. 変更概要

1 導入の目的

・加盟校各校に対して、競技や団体運営、大会運営について基本的な知識やノウハウを提供することで各団体の活性化を図る。

2 コンテンツの改善

・運営ノウハウや選手としての在り方(インテグリティ教育)、技術指導法等を研修する会とする。
・アイスブレイクや交流会など、大学間の交流を深める場とする。
・興味のある人はJOAの資格につなげる。

3 規則の変更

・学連の加盟校資格に各大学年1度の講習会参加の義務化させる。

4 会計方針の変更

宿泊費は学連持ち(会計)

例)58校(2022年度加盟数)×8,000円=464,000円

(今年度インストラクタ講習会予算:550,000円)

4. 改修までのスケジュール

期間	内容
~2023/2/17	担当者間認識合わせ
2023/2/21	幹事会にて議論、基本方針を承認
~2023/4/30	コンテンツ内容の調整
2023/3/dd	2023年度内予算の確保
2023/mm/dd	プレイベント実施
2023/mm/dd	第2回総会にて規則改正を承認
2024/mm/dd	第1回イベント実施